

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(児童福祉施設と非常災害) 第七条 児童福祉施設(障害児入所施設及び児童発達支援センター)(次条、第十三条の二及び第十四条第三項において「障害児入所施設等」という。)を除く。第十四条第二項において同じ。)の設置者は、消火器具(消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第十条第一項に規定する消火器具をいう)、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(非常災害対策) 第七条の二 障害児入所施設等の設置者は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。</p> <p>2 障害児入所施設等の設置者は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあつては毎月一回、救出その他必要な訓練にあつては定期的に行わなければならない。</p> <p>3 障害児入所施設等の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>(業務継続計画の策定等) 第十三条の二 障害児入所施設等の設置者は、</p>	<p>(児童福祉施設と非常災害) 第七条 児童福祉施設の設置者は、消火器具(消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第十条第一項に規定する消火器具をいう)、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならぬ。

2| 障害児入所施設等の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3| 障害児入所施設等の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)
第十四条 (略)

2 (略)

3| 障害児入所施設等の設置者は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

4| 5| (略)

(職員)
第二十八条 (略)

2・3 (略)

4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5| 7 (略)

(職員)
第三十七条 (略)

(衛生管理等)
第十四条 (略)

2 (略)

3| 4| (略)

(職員)
第二十八条 (略)

2・3 (略)

4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5| 7 (略)

(職員)
第三十七条 (略)

- 3 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 4―6 (略)

第五十七条 (職員)
2・3 (略)

- 4 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 5―7 (略)

第六十七条 (職員)
2 (略)

- 3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、児童おおむね四人につき一人以上とする。ただし、児童三十人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。
- 4―10 (略)
- 11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、乳幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五人につき一人以上とする。ただし、児童三十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

- 12―14 (略)
- 15 心理指導担当職員は、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

- 12―14 (略)
- 15 心理指導担当職員は、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第八十一条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）の設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練

- 3 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 4―6 (略)

第五十七条 (職員)
2・3 (略)

- 4 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 5―7 (略)

第六十七条 (職員)
2 (略)

- 3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、児童おおむね四・三人につき一人以上とする。ただし、児童三十人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。
- 4―10 (略)
- 11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、乳幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五人につき一人以上とする。ただし、児童三十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

- 12―14 (略)
- 15 心理指導担当職員は、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

- 12―14 (略)
- 15 心理指導担当職員は、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第八十一条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）の設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓

担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の知事が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

- 一 児童四十人以下を通わせる施設 栄養士
- 二 調理業務の全部を委託する施設 調理員
- 三 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員

四 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二十条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員

五 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員

2 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、児童おおむね四人につき一人以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。

3 5 (略)

6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、児童おおむね四人につき一人以上とする。ただし、言語聴覚士の数は、四人以上でなければならない。

7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければなら

練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員の総数は、児童おおむね四人につき一人以上とする。

3 5 (略)

6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士及び機能訓練担当職員の総数は、児童おおむね四人につき一人以上とする。ただし、言語聴覚士の数は、四人以上でなければならない。

7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの設置者は、第一項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないこ

改正後	改正前
<p>第三條 (指定障害児通所支援事業者等の一般原則) (略)</p>	<p>第三條 (指定障害児通所支援事業者等の一般原則) (略)</p>
<p>ない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>8・9 (略)</p> <p>(職員) 第九十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 児童心理治療施設の心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。以下この項において同じ。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならぬ。</p> <p>4―6 (略)</p> <p>(職員) 第九十九条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。以下この項において同じ。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならぬ。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>とができる。</p> <p>8・9 (略)</p> <p>(職員) 第九十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 児童心理治療施設の心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。以下この項において同じ。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならぬ。</p> <p>4―6 (略)</p> <p>(職員) 第九十九条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。以下この項において同じ。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならぬ。</p> <p>5・6 (略)</p>
<p>(児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)</p> <p>第二条 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>	

2・3 (略)

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第四条 法第二十一条の五の十五第三項第一号の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行なわれるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。

(従業者の員数)

第六条 (略)

一 児童指導員（児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第三号）第二十八条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

2・3 (略)

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の必要な措置を行うものとする。

第四条 法第二十一条の五の十五第二項第一号の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行なわれるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。

(従業者の員数)

第六条 (略)

一 児童指導員（児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第三号）第二十八条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）、保育士又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、一年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者（以下「障害福祉サービス経験者」という。）
1 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ・ロ (略)

二 (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

イ・ロ (略)

二 (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他知事が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引をいう。次条及び第六十五条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第六十五条において同じ。）を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。次条及び第六十五条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第六十五条において同じ。）を行う場合

3| 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次条及び第六十五条において「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

4| 第一項から前項までの規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

一 (略)

二 看護職員 一以上

三 一五 (略)

6| 5| 第一項第一号の児童指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

7| 第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児

3| 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

一 (略)

二 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。） 一以上

三 一五 (略)

6| 5| 4| 第一項第一号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

6| 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

8| 童指導員又は保育士でなければならない。

(略)

第七条 (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

3| 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

4| 前二項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者(第二項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあつては、第三号に掲げる看護職員を除く。)を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

一・二 (略)

三 看護職員(日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。) 医療的ケアを行うために必要な数

5| 第二項及び第三項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各

7| (略)

第七条 (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

3| 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

一・二 (略)

4| 第二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる

号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

一・二 (略)

6| 第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第二号イの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7| 第一項第二号イ及び第四項第一号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

8| 第一項から第五項まで(第一項第一号を除く。)に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(児童発達支援計画の作成等)

第二十七条 (略)

2-4 (略)

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6-10 (略)

(勤務体制の確保等)

第三十六条 (略)

2・3 (略)

4| 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第三十六条の二 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

一・二 (略)

5| 第一項第二号イ及び第三項第一号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

6| 第一項から第四項まで(第一項第一号を除く。)に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(児童発達支援計画の作成等)

第二十七条 (略)

2-4 (略)

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6-10 (略)

(勤務体制の確保等)

第三十六条 (略)

2・3 (略)

2| 指定児童発達支援事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3| 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)
第三十八条 (略)

2 (略)

3| 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第三十九条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

二 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定児童発達支援事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(身体拘束等の禁止)

第四十一条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 (略)

3| 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備

(非常災害対策)
第三十八条 (略)

2 (略)

(衛生管理等)

第三十九条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第四十一条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 (略)

すること。

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(虐待等の禁止)

第四十二条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(従業者の員数)

第四十八条 (略)

一 児童指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ・ロ (略)

2 (略)

(準用)

第六十三条 第十三条から第二十二号まで、第二十四条、第二十六条(第四項及び第五項を除く。)から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条から第三十九条まで及び第四十一条から第四十七条までの規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十五条」とあるのは「第六十二条」と、第十七条中「いう。第三十五条第六号において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二号第二項中「次条」とあるのは「第五十九条」と、第二十六号第一項及び第二十七号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第三十二条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と読み替えるものとする。

(虐待等の禁止)

第四十二条 (略)

(従業者の員数)

第四十八条 (略)

一 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ・ロ (略)

2 (略)

3 1 第一項第一号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(準用)

第六十三条 第十三条から第二十二号まで、第二十四条、第二十六条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条から第三十九条まで及び第四十一条から第四十七条までの規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十五条」とあるのは「第六十二条」と、第十七条中「いう。第三十五条第六号において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二号第二項中「次条」とあるのは「第五十九条」と、第二十七号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第三十二条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と読み替えるものとする。

第六十五条 (略)

一 児童指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たたる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ・ロ (略)

二 (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

三 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

3 前項に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たたる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

4 第一項から前項までの規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに

第六十五条 (略)

一 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たたる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ・ロ (略)

二 (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たたる場合には、当該機能訓練担当職員の数や児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練

必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

一―五 (略)

5| 第一項第一号の児童指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

6| 第三項の規定により機能訓練担当職員等の

7| 数を含める場合における第一項第一号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

8| (略)

(従業者の員数)

第七十一条 (略)

一 児童指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ・ロ (略)

2 (略)

を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

一―五 (略)

4| 第一項第一号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

6| 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7| (略)

(従業者の員数)

第七十一条 (略)

一 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ・ロ (略)

2 (略)

3| 2 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(準用)

第七十三条の八 第十三条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条(第四項及び第五項を除く。)、第二十七条から第二十九条まで、第三十二条から第三十四条まで、第三十六条、第三十六条の二、第三十九条から第四十二条まで及び第四十四条から第四十七条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十五条」とあるのは「第七十三条の七」と、第十七条中「いう。第三十五条第六号において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第七十三条の六」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第七十三条の六第二項」と、第二十六条第一項及び第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十条 第十三条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条(第四項及び第五項を除く。)、第二十七条から第二十

第七十三条の八 第十三条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条(第四項及び第五項を除く。)、第二十七条から第二十九条まで、第三十二条から第四十二条まで、第四十四条から第四十七条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十五条」とあるのは「第七十三条の七」と、第十七条中「いう。第三十五条第六号において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第七十三条の六」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第七十三条の六第二項」と、第二十六条第一項及び第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十条 第十三条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条(第四項及び第五項を除く。)、第二十七条から第二十

九条まで、第三十二条から第三十四条まで、第三十六条、第三十六条の二、第三十九条、第四十一条、第四十二条、第四十四条から第四十七条まで、第七十三条の六及び第七十三条の七の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十五条」とあるのは「第八十条において準用する第七十三条の七」と、第十七条中「いう。第三十五条第六号において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第八十条において準用する第七十三条の六」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第八十条において準用する第七十三条の六」と、第二十六条第一項及び第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

（従業者の員数に関する特例）

第八十一条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第六条第一項から第三項まで及び第五項、第七條、（第三項及び第六項を除く。）、第五十五条、第六十五條第一項から第三項まで及び第五項、第七十三條の三第一項並びに第七十五条第一項の規定の適用については、第六條第一項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第三項及び第五項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第七條第一項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第二号イ中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項及び第四項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第八項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第五十五条第一項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第六十五条第一項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「

九条まで、第三十二条から第三十四条まで、第三十六条、第三十九条、第四十一条、第四十二条、第四十四条から第四十七条まで、第七十三条の六及び第七十三条の七の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十五条」とあるのは「第八十条において準用する第七十三条の七」と、第十七条中「いう。第三十五条第六号において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第八十条において準用する第七十三条の六」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第八十条において準用する第七十三条の六」と、第二十六条第一項及び第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

（従業者の員数に関する特例）

第八十一条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第六條第一項第二項及び第四項、第七條、第五十五条、第六十五條第一項、第二項及び第四項、第七十三條の三第一項並びに第七十五条第一項の規定の適用については、第六條第一項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第四項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第五項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第六項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第五十五条第一項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第六十五条第一項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「

多機能型事業所」と、同項第一号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二号中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第三号及び第五号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第七十三条の三第一号中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第七十五条第一号中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 利用定員の合計が二十人未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第六条第六項及び第六十五条第六項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

附則

1 (略)

(経過措置)

2 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）附則第二十二条第二項の規定により法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされている者に対する第七条第一号第一号イ及び第四号第一号の規定の適用については、当分の間、同号イ中「指定児童発達支援の単位」とに、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上」とあるのは「おおむね障害児である乳児又は幼児の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を七・五で除して得た数の合計数以上」と、同条第三号第一号中「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位」とに四以上」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。）及び言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。）それぞれ二以上」とする。

多機能型事業所」と、同項第一号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二号中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第四号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第七十三条の三第一号中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは、「多機能型事業所」と、第七十五条第一号中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 利用定員の合計が二十人未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第六条第五項及び第六十五条第五項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

附則

1 (略)

(経過措置)

2 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）附則第二十二条第二項の規定により法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされている者に対する第七条第一号第一号イ及び第三号第一号の規定の適用については、当分の間、同号イ中「指定児童発達支援の単位」とに、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上」とあるのは「おおむね障害児である乳児又は幼児の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を七・五で除して得た数の合計数以上」と、同条第三号第一号中「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位」とに四以上」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。）及び言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。）それぞれ二以上」とする。

（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第三条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三条 (指定障害児入所施設等の一般原則)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定障害児入所施設等の設置者は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を四で除して得た数以上(三十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設)にあつては、当該数に一を加えた数以上)</p> <p>(2) 主として盲児(強度の弱視児を含む次条第二項第二号及び第四項において同じ。)又はろうあ児(強度の難聴児を含む。次条第二項第三号において同じ。)(次条第一項において「盲ろうあ児」という。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を四で除して得た数以上(三十五人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設)にあつては、当該数に一を加えた数以上)</p> <p>3 2 前項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>4 第一項各号(第一号を除く。)及び第二項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障</p>	<p>第三条 (指定障害児入所施設等の一般原則)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定障害児入所施設等の設置者は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の必要な措置を行うものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を四・三で除して得た数以上(三十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設)にあつては、当該数に一を加えた数以上)</p> <p>(2) 主として盲児(強度の弱視児を含む次条第二項第二号及び第四項において同じ。)又はろうあ児(強度の難聴児を含む。次条第二項第三号において同じ。)(次条第一項において「盲ろうあ児」という。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児である乳児又は幼児(次条第三項第三号及び第四十五条第一項第二号において「乳幼児」という。)の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を五で除して得た数の合計数以上(三十五人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設)にあつては、当該合計数に一を加えた数以上)</p> <p>2 ロ・ハ (略)</p> <p>四一六 (略)</p> <p>3 2 前項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>3 第一項各号(第一号を除く。)及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害</p>

害児入所施設の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第四号の栄養士及び同項第五号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第六条 (略)

2 (略)

3 (略)

一・二 (略)

三 前二号の規定にかかわらず、乳児又は幼児(第四十五条第一項第二号において「乳幼児」という。)のみの一の居室の定員は六人以下とし、一人当たりの床面積は三・三平方メートル以上とすること。

四 (略)

4・5 (略)

(入所支援計画の作成等)

第二十一条 (略)

2-4 (略)

5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6-10 (略)

(勤務体制の確保等)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

4 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第三十三条の二 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、従業者に対し、業務継続計画について周知する

児入所施設の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第四号の栄養士及び同項第五号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第六条 (略)

2 (略)

3 (略)

一・二 (略)

三 前二号の規定にかかわらず、乳幼児のみの一の居室の定員は六人以下とし、一人当たりの床面積は三・三平方メートル以上とすること。

四 (略)

4・5 (略)

(入所支援計画の作成等)

第二十一条 (略)

2-4 (略)

5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6-10 (略)

(勤務体制の確保等)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

とともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3| 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)
第三十五条 (略)

2 (略)

3| 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第三十六条 (略)

2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

3 (略)

(身体拘束等の禁止)

第三十八条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他障害児の行動を制限する行為(以下この条において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 (略)

3| 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(非常災害対策)
第三十五条 (略)

2 (略)

(衛生管理等)
第三十六条 (略)

2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 (略)

(身体拘束等の禁止)

第三十八条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他障害児の行動を制限する行為(次項において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 (略)

<p>二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(虐待等の禁止) 第三十九条 (略)</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催することともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>(虐待等の禁止) 第三十九条 (略)</p>
---	-------------------------------

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(基本方針) 第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 センターの設置者は、利用者の人権の擁護虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>(非常災害対策) 第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 センターの設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>(勤務体制の確保等) 第七条の二 センターの設置者は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 センターの設置者は、当該センターの職員</p>	<p>(基本方針) 第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 センターの設置者は、利用者の人権の擁護虐待の防止等のため、職員に対する研修の実施、責任者の設置その他の必要な措置を行うものとする。</p> <p>(非常災害対策) 第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

11 によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

12 3| センターの設置者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

13 4| センターの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

14 第七條の三 センターの設置者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

15 2| センターの設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

16 3| センターの設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

17 第八條 (略)

18 2 センターの設置者は、当該センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

19 一 当該センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

20 二 当該センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

21 三 当該センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。

17 第十七條 (略)

(衛生管理等)

18 第八條 (略)

19 2 センターの設置者は、当該センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

17 第十七條 (略)

<p>(虐待の防止)</p> <p>第十七条の二 センターの設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	
--	--

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(基本方針)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 福祉ホームの設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 福祉ホームの設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第七条の二 福祉ホームの設置者は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 福祉ホームの設置者は、当該福祉ホームの職員によつてサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 福祉ホームの設置者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 福祉ホームの設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、職員に対する研修の実施、責任者の設置その他の必要な措置を行うものとする。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

4| 福祉ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第七条の三 福祉ホームの設置者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2| 福祉ホームの設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3| 福祉ホームの設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第八条 (略)

2 福祉ホームの設置者は、当該福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

3| 福祉ホームの設置者は、当該福祉ホームにおいて食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該福祉ホームにおける食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該福祉ホームにおける食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(衛生管理等)

第八条 (略)

2 福祉ホームの設置者は、当該福祉ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

と。
三 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

第十五条 (略)

第十五条 (略)

(虐待の防止)

第十五条の二 福祉ホームの設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第六条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定障害福祉サービス事業者の一般原則) 第三条 (略) 2 (略) 3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>(運営規程) 第三十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事項を記載した事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</p> <p>一一九 (略)</p>	<p>(指定障害福祉サービス事業者の一般原則) 第三条 (略) 2 (略) 3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の必要な措置を行うものとする。</p> <p>(運営規程) 第三十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事項を記載した事業の運営についての重要事項に関する運営規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>一一九 (略)</p>

(勤務体制の確保等)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

4| 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第三十三条の二 指定居宅介護事業者は、感染

症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2| 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3| 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第三十四条 (略)

2 (略)

3| 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。()を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施するもの。

(身体拘束等の禁止)

第三十四条の二 指定居宅介護事業者は、指定

居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他

(勤務体制の確保等)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

(衛生管理等)

第三十四条 (略)

2 (略)

利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2| 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3| 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第三十八条（略）

（虐待の防止）

第三十八条の二 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（準用）

第四十四条 第五条第一項及び第四節（第二十一条第一項、第二十二条、第二十三条第一項、第二十七条、第三十二条、第三十四条の二及び第三十九条を除く。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第三十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第一項において準用する次条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第二十一条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第一項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第四十条第

第三十八条（略）

（準用）

第四十四条 第五条第一項及び第四節（第二十一条第一項、第二十二条、第二十三条第一項、第二十七条、第三十二条及び第三十九条を除く。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第三十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第一項において準用する次条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第二十一条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第一項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第四十条第三項」と、第三十条

三項」と、第三十条第三項中「第二十六条」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第二十六条」と読み替えるものとする。

2 第五条第二項から第四項まで、第四節（第二十一条第一項、第二十二条、第二十三条第一項、第二十七条、第三十二条、第三十四条の二及び第三十九条を除く。）及び第四十条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十四条第二項において準用する第三十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第二項において準用する次条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十四条第二項において準用する第二十一条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第二項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第四十条第三項」と、第三十条第三項中「第二十六条」とあるのは「第四十四条第二項において準用する第二十六条」と、第四十三条第一項第二号中「第四十条第三項」とあるのは「第四十四条第二項において準用する第四十条第三項」と、同条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第二項」と読み替えるものとする。

（療養介護計画の作成等）
第五十四条（略）

2-4（略）

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護を提供する担当者等を招集して行う会議をい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6-11（略）

（勤務体制の確保等）
第六十三条（略）

2-3（略）

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（非常災害対策）
第六十五条（略）

第三項中「第二十六条」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第二十六条」と読み替えるものとする。

2 第五条第二項から第四項まで、第四節（第二十一条第一項、第二十二条、第二十三条第一項、第二十七条、第三十二条及び第三十九条を除く。）及び第四十条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十四条第二項において準用する第三十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第二項において準用する次条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十四条第二項において準用する第二十一条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第二項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第四十条第三項」と、第三十条第三項中「第二十六条」とあるのは「第四十四条第二項において準用する第二十六条」と、第四十三条第一項第二号中「第四十条第三項」とあるのは「第四十四条第二項において準用する第四十条第三項」と、同条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第二項」と読み替えるものとする。

（療養介護計画の作成等）
第五十四条（略）

2-4（略）

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護を提供する担当者等を招集して行う会議をい、）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6-11（略）

（勤務体制の確保等）
第六十三条（略）

（非常災害対策）
第六十五条（略）

3| 2 (略)
指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第六十六条 (略)

2 指定療養介護事業者は、当該指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第六十七条 削除

2 (略)

(衛生管理等)

第六十六条 (略)

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、保健所の助言及び指導を求めるなど、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第六十七条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(準用)

第六十八条 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十条、第三十三條の二及び第三十四条の二から第三十八条の二までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第六十二条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第五十条第一項」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

第七十七条の二 (略)

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常

(職場への定着のための支援の実施)

第七十七条の二 (略)

の事業所に新たに雇用された障害者が、第七十九条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第七十九条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(衛生管理等)

第八十二条 (略)

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(準用)

第八十四条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第五十三條から第五十五条まで、第六十一条及び第六十三條から第六十五条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第八十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十四条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第七十四条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第八十四条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第八十四条の二 (略)

一 指定児童発達支援事業所(指定通所支援

(衛生管理等)
第八十二条 (略)
2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、保健所の助言及び指導を求めるなど、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(準用)

第八十四条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十五条から第三十八條まで、第五十三條から第五十五条まで、第六十一条、第六十三條から第六十五条まで及び第六十七条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第八十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十四条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第七十四条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第八十四条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第八十四条の二 (略)

一 指定児童発達支援事業所(指定通所支援

基準条例第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第百八十七条において同じ。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第六十五条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第百八十七条において同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が、指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数を当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第五条に規定する指定児童発達支援をいう。）又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第六十四条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）（以下「指定児童発達支援等」という。）を受ける障害児の数とした場合において、必要とされる数以上であること。

二（略）

（準用）

第八十四条の五 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第四十七條、第五十三條から第五十五条まで、第六十一条、第六十三條から第六十五条まで、第六十九條、第七十一条及び前節（第八十四条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

（準用）

第九十八条 第十条、第十二条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第二十九條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第六十一条、第六十三條、第六十五條、第七十九条、第八十二条及び第八十三条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第九十六条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十三条第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第九十三条第二項」と読み替えるものとする。

（準用）

第九十八条の四 第十条、第十二条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第二十九條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第四十七條、第六十一条、第六十三條から第六十五条まで、第七十九条、第八十二条、第八十三条、第八十八条及び前節（第九十七条及び第九十八条を除く。）の規定は、共生型短

基準条例第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第二百十五條において同じ。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第六十五条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第百八十七条において同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が、指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数を当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第五条に規定する指定児童発達支援をいう。）又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第六十四条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）（以下「指定児童発達支援等」という。）を受ける障害児の数とした場合において、必要とされる数以上であること。

二（略）

（準用）

第八十四条の五 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十五條から第三十八條まで、第四十七條、第五十三條から第五十五条まで、第六十一条、第六十三條から第六十五条まで、第六十七條、第六十九條、第七十一条及び前節（第八十四条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

（準用）

第九十八条 第十条、第十二条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第二十九條、第三十五條から第三十八條まで、第六十一条、第六十三條、第六十五條、第六十七條、第七十九条、第八十二条及び第八十三条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第九十六条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十三条第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第九十三条第二項」と読み替えるものとする。

（準用）

第九十八条の四 第十条、第十二条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第二十九條、第三十五條から第三十八條まで、第四十七條、第六十一条、第六十三條から第六十五条まで、第六十七條、第七十九条、第八十二条、第八十三条、第八十八条及び前節（第九十七条及び第九十八条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業

期入所の事業について準用する。

(準用)
第百十一条 第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十八条、第二十九条、第三十三条(第一項及び第二項を除く。)から第三十八条の二まで及び第六十一条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百十条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百十一条において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百十一条において準用する第二十一条第二項」と読み替えるものとする。

(準用)
第百三十六条 第十条から第二十条まで、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第五十三條から第五十五條まで、第六十一条、第六十三條から第六十五條まで及び第七十七條の二から第八十三條までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百三十六條において準用する第八十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百三十三條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百三十六條において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第五十四條第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十五條中「前条」とあるのは「第百三十六條において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)
第百三十六條の四 第十条から第二十条まで、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第四十七條、第五十三條から第五十五條まで、第六十一条、第六十三條から第六十五條まで、第七十一条、第七十七條の二から第八十三條まで、第百二十九條及び前節(第百三十六條を除く。)の規定は、共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

(準用)

について準用する。

(準用)
第百十一条 第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十八条、第二十九条、第三十四条から第三十八条まで及び第六十一条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百十条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百十一条において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百十一条において準用する第二十一条第二項」と読み替えるものとする。

(準用)
第百三十六條 第十条から第二十条まで、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十五條から第三十八條まで、第五十三條から第五十五條まで、第六十一条、第六十三條から第六十五條まで、第六十七條及び第七十七條の二から第八十三條までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百三十六條において準用する第八十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百三十三條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百三十六條において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第五十四條第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十五條中「前条」とあるのは「第百三十六條において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)
第百三十六條の四 第十条から第二十条まで、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十五條から第三十八條まで、第四十七條、第五十三條から第五十五條まで、第六十一条、第六十三條から第六十五條まで、第六十七條、第七十一条、第七十七條の二から第八十三條まで、第百二十九條及び前節(第百三十六條を除く。)の規定は、共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

(準用)

第四百四十四条 第十条から第二十条まで、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第五十三條から第五十五条まで、第六十一条、第六十三條から第六十五条まで、第七十七條の二から第八十三條まで、第三百三十四條及び第三百三十五條の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは、「第四百四十四条において準用する第八十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第四百四十三条第一項から第四項まで」と、第二十三條第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四百四十三条第二項」と、第五十三條第一項中「次条第一項」とあるのは「第四百四十四条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第五十四條第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第四百四十四条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第四百四十四条の四 第十条から第二十条まで、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第四十七條、第五十三條から第五十五条まで、第六十一条、第六十三條から第六十五条まで、第七十一条、第七十七條の二から第八十三條まで、第三百三十四條、第三百三十五條、第三百三十九條及び前節（第四百四十四条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

（従業者）

第四百四十八条（略）

5 | （略）

（認定指定就労移行支援事業所の従業者）
第四百四十九条（略）
2 前項の従業者及びその員数については、前条第二項から第五項までの規定を準用する。

（職場への定着のための支援等の実施）
第二百五十五条（略）

2 | 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第百七十九条の二に規定する指定就労定着支援

第四百四十四条 第十条から第二十条まで、第二十三條、第二十八條、第三十五條から第三十八條まで、第五十三條から第五十五条まで、第六十一条、第六十三條から第六十五条まで、第六十七條、第七十七條の二から第八十三條まで、第三百三十四條及び第三百三十五條の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四百四十四条において準用する第八十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第四百四十三条第一項から第四項まで」と、第二十三條第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四百四十三条第二項」と、第五十三條第一項中「次条第一項」とあるのは「第四百四十四条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第五十四條第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第四百四十四条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第四百四十四条の四 第十条から第十九條まで、第二十条、第二十三條、第二十八條、第三十五條から第三十八條まで、第四十七條、第五十三條から第五十五条まで、第六十一条、第六十三條から第六十五条まで、第六十七條、第七十一条、第七十七條の二から第八十三條まで、第三百三十四條、第三百三十五條、第三百三十九條及び前節（第四百四十四条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

（従業者）

第四百四十八条（略）

6 | （略）

（認定指定就労移行支援事業所の従業者）
第四百四十九条（略）
2 前項の従業者及びその員数については、前条第二項から第四項まで及び第六項の規定を準用する。

（職場への定着のための支援の実施）
第二百五十五条（略）

の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第七十九条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

(準用)

第二百五十七条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十四条の二から第三十八条の二まで、第五十三条から第五十五条まで、第六十一条、第六十三条から第六十五条まで、第七十六条、第七十七条、第七十八条から第八十三条まで、第三十三条、第三十四条及び第四十三条の二の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第五十七条において準用する第八十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第五十七条において準用する第三十三条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第五十七条において準用する第七十七条において準用する第三十三条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十七条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第五十四条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第五十七条において準用する前条」と、第五百四十三条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び前項に規定する知事が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（知事が定める者に限る。）が」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び前項に規定する知事が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（前項に規定する知事が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

第六十八條 (略)

21 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が第七十九条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第七十九条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第六十九條の二 (略)

(準用)

第二百五十七条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十五条から第三十八条まで、第五十三条から第五十五条まで、第六十一条、第六十三条から第六十五条まで、第六十七条、第七十六条、第七十七条、第七十八条から第八十三条まで、第三十三条、第三十四条及び第四十三条の二の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第五十七条において準用する第八十一条」と、第二十七条において準用する第八十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第五十七条において準用する第三十三条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第五十七条において準用する第三十三条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十七条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第五十四条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第五十七条において準用する前条」と、第五百四十三条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（知事が定める者に限る。）が」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び前項に規定する知事が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（前項に規定する知事が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援の実施)

第六十八條 (略)

第六十九條の二 (略)

(知事が定める事項の評価等)

第百六十九条の三 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所(ことに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に關し必要な事項として知事が定める事項について、知事が定めるところにより自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。)

(準用)

第百七十条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十四条の二から第三十八条の二まで、第五十三条から第五十五条まで、第六十一条、第六十三条から第六十五条まで、第七十八条から第八十条まで、第八十二条、第八十三条、第三十三條及び第三十四條の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百六十九条の二」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百七十条において準用する第百三十三条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百七十条において準用する第百三十三条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百七十条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第百七十条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第百七十五条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十四条の二から第三十八条の二まで、第五十三条から第五十五条まで、第六十一条、第六十三条から第六十五条まで、第七十六条、第七十八条から第八十三条まで、第百三十三条、第百三十四条及び第百六十六条から第百六十八条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百七十五条において準用する第八十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百七十五条において準用する第百三十三条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百七十五条において準用する第百三十三条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百七十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第百七十条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十八条、第三十五条から第三十八条まで、第五十三条から第五十五条まで、第六十一条、第六十三条から第六十五条まで、第六十七条、第七十八条から第八十条まで、第八十二条、第八十三条、第百三十三條、第百三十四條及び第百五十六條の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百六十九条の二」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百七十条において準用する第百三十三条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百七十条において準用する第百三十三条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百七十条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第百七十条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第百七十五条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十八条、第三十五条から第三十八条まで、第五十三条から第五十五条まで、第六十一条、第六十三条から第六十五条まで、第六十七条、第七十六条、第七十八条から第八十三条まで、第百三十三条、第百三十四条及び第百六十六条から第百六十八条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百七十五条において準用する第八十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百七十五条において準用する第百三十三条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百七十五条において準用する第百三十三条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百七十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第七十五条において準用する前条」と、第六十六条第一項中「第七十条」とあるのは「第七十五条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十九条 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十三条(第一項を除く。)、第二十八条、第三十条の二、第三十四条の二から第三十八条の二まで、第四十七条、第五十三条から第五十五条まで、第六十三条、第六十五条、第七十六条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十三条、第三十三条(第一項を除く。)、第三十四条、第六十六条から第六十八条まで及び第七十一条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第七十七条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十九条において準用する第三十三条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第七十九条において準用する第三十三条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第七十九条において準用する前条」と、第六十六条第一項中「第七十条」とあるのは「第七十九条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)
第七十九条の八 (略)

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、一月に一回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、一月に一回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

る次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第七十五条において準用する前条」と、第六十六条第一項中「第七十条」とあるのは「第七十五条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十九条 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十三条(第一項を除く。)、第二十八条、第三十条から第三十八条まで、第四十七条、第五十三条から第五十五条まで、第六十三条、第六十五条、第六十七条、第七十六条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十三条、第三十三条(第一項を除く。)、第三十四条、第六十六条から第六十八条まで及び第七十一条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第七十七条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十九条において準用する第三十三条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第七十九条において準用する第三十三条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第七十九条において準用する前条」と、第六十六条第一項中「第七十条」とあるのは「第七十九条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援の実施)
第七十九条の八 (略)

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、一月に一回以上、当該利用者との対面により行うとともに、一月に一回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(準用)
第七十九条の十一 第十条から第二十三条まで、第二十九条、第三十三条から第三十四条まで、第三十五条から第三十八条の二まで、第五十三条、第五十四条及び第六十一条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第七十九条の十」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十九条の十一」において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第七十九条の十一」において準用する第二十一条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十九条の十一」において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)
第七十九条の十九 第十条から第二十三条まで、第二十九条、第三十三条から第三十四条まで、第三十五条から第三十八条の二まで、第五十三条、第五十四条、第六十一条、第七十九条の六及び第七十九条の十の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第七十九条の十九」において準用する第七十九条の十」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十九条の十九」において準用する次条第一項」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。

(従業者)
第八十一条 (略)
3 第一項に規定する指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の業務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(勤務体制の確保等)
第八十五条 (略)
2-5 (略)
61 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の

(準用)
第七十九条の十一 第十条から第二十三条まで、第二十九条、第三十三条から第三十八条まで、第五十三条、第五十四条及び第六十一条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第七十九条の十」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十九条の十一」において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第七十九条の十一」において準用する第二十一条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十九条の十一」において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)
第七十九条の十九 第十条から第二十三条まで、第二十九条、第三十三条から第三十八条まで、第五十三条、第五十四条、第六十一条、第七十九条の六及び第七十九条の十の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第七十九条の十九」において準用する第七十九条の十」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十九条の十九」において準用する次条第一項」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。

(従業者)
第八十一条 (略)
3 第一項に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の業務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(勤務体制の確保等)
第八十五条 (略)
2-5 (略)

明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第八十六条 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十四条の二から第三十八条の二まで、第五十四条、第六十一条、第六十五条、第八十条、第八十二条及び第四百四十三条の二の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第八十四条の二」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第八十三条の四第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第八十三条の四第二項」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第四百四十三条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

(従業者)

第八十六条の四 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の業務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

5 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

(準用)

第八十六条の十 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十四条の二から第三十八条の二まで、第五十四条、第六十一条、第六十五条、第八十条、第八十二条、第四百四十三条の二、第八十三条の二から第八十三條の六まで及び第八十四条の二から第八十五条の四までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合にお

(準用)

第八十六条 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十五条から第三十八条まで、第五十四条、第六十一条、第六十五条、第六十七条、第八十条、第八十二条及び第四百四十三条の二の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第八十四条の二」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第八十三条の四第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第八十三条の四第二項」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第四百四十三条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び前項に規定する知事が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

(従業者)

第八十六条の四 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の業務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

5 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

(準用)

第八十六条の十 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十五条から第三十八条まで、第五十四条、第六十一条、第六十五条、第六十七条、第八十条、第八十二条、第四百四十三条の二、第八十三條の二から第八十三條の六まで及び第八十四條の二から第八十五条の四までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第

て、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第八十六条の十において準用する第八十四条の二」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第八十六条の十において準用する第八十三条の四第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第八十六条の十において準用する第八十三条の四第二項」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第四百四十三条の二第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び前項に規定する知事が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（従業者）
第八十六条の十三（略）

2（略）
3 第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の業務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（勤務体制の確保等）
第八十六条の二十（略）

2-4（略）
5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（準用）

第八十六条の二十一 第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十四条の二から第三十八条の二まで、第五十四条、第六十一条、第六十五条、第八十条、第八十二条、第四百四十三条の二、第八十三条の二から第八十三条の六まで、第八十四条及び第八十五条の二から第八十五条の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この

一項中「第三十一条」とあるのは「第八十六条の十において準用する第八十四条の二」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第八十六条の十において準用する第八十三条の四第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第八十六条の十において準用する第八十三条の四第二項」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第四百四十三条の二第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び前項に規定する知事が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（従業者）
第八十六条の十三（略）

2（略）
3 第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の業務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（勤務体制の確保等）
第八十六条の二十（略）

2-4（略）
5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（準用）

第八十六条の二十一 第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十四条の二から第三十八条の二まで、第五十四条、第六十一条、第六十五条、第六十七条、第八十条、第八十二条、第四百四十三条の二、第八十三条の二から第八十三条の六まで、第八十四条及び第八十五条の二から第八十五条の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、

場合において、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第八十六条の二十一において準用する第八十三条の四第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第八十六条の二十一において準用する第八十三条の四第二項」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第四十三条の二第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び前項に規定する知事が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第八十四条第三項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

（従業者の員数等に関する特例）

第八十七条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第五十五条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う各指定障害福祉サービス事業所の利用定員の数の合計が二十人未満である場合は、第七十条第六項、第三十条第六項及び第七項、第四十条第六項、第四十八条第四項並びに第五十九条第四項（第七十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を常勤としなければならない。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第七十条第一項第三号及び第七項、第三十条第一項第二号及び第八項、第四十条第一項第三号及び第七項、第四十一条第一項第三号及び第五項並びに第五十九条第一項第二号及び第五項（これらの規定を第七十二条において準用する場合を含む。）

第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第八十六条の二十一において準用する第八十三条の四第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第八十六条の二十一において準用する第八十三条の四第二項」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第四十三条の二第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び前項に規定する知事が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第八十四条第三項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

（従業者の員数等に関する特例）

第八十七条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（同条例第五十五条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う各指定障害福祉サービス事業所の利用定員の数の合計が二十人未満である場合は、第七十条第六項、第三十条第六項及び第七項、第四十条第六項、第四十八条第四項及び第五項並びに第五十九条第四項（第七十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を常勤としなければならない。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第七十条第一項第三号及び第七項、第三十条第一項第二号及び第八項、第四十条第一項第三号及び第七項、第四十一条第一項第三号及び第六項並びに第五十九条第一項第二号及び第五項（これらの規定を第七十二条において準用する場合を含む。）

）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う各指定障害福祉サービス事業所のうち知事が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

3 (略)

一・二 (略)

(準用)

第九百九十五条 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十三条第二項、第二十八条、第三十三条の二、第三十四条の二から第三十八条の二まで、第五十三條から第五十五条まで、第六十一条、第六十三條から第六十五条まで、第七十三条、第七十八條から第八十一条（第十号を除く。）

）まで、第八十二条及び第八十三条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第九百九十五条第一項において準用する第八十一条」と、第十六条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第九百九十五条第二項において準用する第七十四条第二項及び第三項、第九百九十五条第三項及び第五項において準用する第九百三十三條第二項及び第三項並びに第九百九十五条第四項において準用する第九百四十三條第二項及び第三項」と、第二十三條第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第九百九十五条第二項において準用する第七十四条第二項、第九百九十五条第三項及び第五項において準用する第九百三十三條第二項並びに第九百九十五条第四項において準用する第九百四十三條第二項」と、第三十五條第三項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業者を行う者等」と、第五十三條第一項中「次条第一項」とあるのは「第九百九十五条第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第五十四條第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第九百九十五条第一項において準用する前条」と、第八十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」

）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う各指定障害福祉サービス事業所のうち知事が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

3 (略)

一・二 (略)

(準用)

第九百九十五条 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十三条第二項、第二十八条、第三十五条から第三十八条まで、第五十三條から第五十五条まで、第六十一条、第六十三條から第六十五条まで、第七十三条及び第八十一条（第十号を除く。）

）の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第九百九十五条第一項において準用する第八十一条」と、第十六条中「介護給付費又は特例訓練等給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第九百九十五条第二項において準用する第七十四条第二項及び第三項、第九百九十五条第三項及び第五項において準用する第九百三十三條第二項及び第三項並びに第九百九十五条第四項において準用する第九百四十三條第二項及び第三項」と、第二十三條第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第九百九十五条第二項において準用する第七十四条第二項、第九百九十五条第三項及び第五項において準用する第九百三十三條第二項並びに第九百九十五条第四項において準用する第九百四十三條第二項」と、第三十五條第三項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業者を行う者等」と、第五十三條第一項中「次条第一項」とあるのは「第九百九十五条第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第五十四條第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第九百九十五条第一項において準用する前条」と読み替えるものとする。

と読み替えるものとする。

2 第六十九条、第七十四条（第一項を除く。）、第七十五条（第五項を除く。）、第七十六条及び第七十七条の規定は、特定基準該当生活介護の事業を行う者について準用する。この場合において、第六十九条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第七十四条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第七十五条第六項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

3 第二百二十九条、第二百三十三条（第一項を除く。）、第二百三十四条（第三項を除く。）及び第二百三十五条第二項の規定は、特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者について準用する。この場合において、第二百二十九条中「自立訓練のうち身体機能の向上に係るもの（以下「自立訓練（機能訓練）」という。）」に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第二百三十三条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第二百三十四条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

4 第二百三十四条（第三項を除く。）、第二百三十五条第二項、第二百三十九条及び第四百三十三条（第一項及び第四項を除く。）の規定は、特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者について準用する。この場合において、第二百三十四条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第二百三十九条中

2 第六十七条、第六十九条、第七十四条（第一項を除く。）、第七十五条（第五項を除く。）、第七十六条から第八十条まで、第八十二条及び第八十三条の規定は、特定基準該当生活介護の事業を行う者について準用する。この場合において、第六十七条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第六十九条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第七十四条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第七十五条第六項及び第七十八条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第八十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

3 第六十七条、第七十八条から第八十条まで、第八十二条、第八十三条、第二百二十九条、第二百三十三条（第一項を除く。）、第二百三十四条（第三項を除く。）及び第二百三十五条第二項の規定は、特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者について準用する。この場合において、第六十七条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第七十八条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第八十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第二百二十九条中「自立訓練のうち身体機能の向上に係るもの（以下「自立訓練（機能訓練）」という。）」に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第二百三十三条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第二百三十四条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

4 第六十七条、第七十八条から第八十条まで、第八十二条、第八十三条、第二百三十四条（第三項を除く。）、第二百三十五条第二項、第二百三十九条及び第四百三十三条（第一項及び第四項を除く。）の規定は、特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者について準用する。この場合において、第六十七条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当

「自立訓練のうち生活能力の向上に係るもの（以下「自立訓練（生活訓練）」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第四百四十三条中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

5 第七十六条、第三百三十三条（第一項を除く。）、第三百三十四条（第三項を除く。）、第六十六条から第六十八条まで、第七十一条及び第七十四条の規定は、特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者について準用する。この場合において、第三百三十三条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは、「特定基準該当就労継続支援B型」と、第三百三十四条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第六十六条第一項中「第七十条」とあるのは「第九十五条第一項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第七十一条中「雇用契約の締結によらない就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を供与する就労継続支援（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

附則

当自立訓練（生活訓練）」と、第七十八条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第八十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第三百三十四条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第三百三十九条中「自立訓練のうち生活能力の向上に係るもの（以下「自立訓練（生活訓練）」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第四百四十三条中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

5 第六十七条、第七十六条、第七十八条から第八十条まで、第八十二条、第八十三条、第三百三十三条（第一項を除く。）、第三百三十四条（第三項を除く。）、第六十六条から第六十八条まで、第七十一条及び第七十四条の規定は、特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者について準用する。この場合において、第六十七条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第七十八条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第八十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第三百三十三条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第三百三十四条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第六十六条第一項中「第七十条」とあるのは「第九十五条第一項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第七十一条中「雇用契約の締結によらない就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を供与する就労継続支援（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

附則

(居宅介護等の利用に関する特例)

第九条 第八十四条第三項及び第八十六条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービスマン支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に応じて規則で定める者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービスマン支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合にあつては、令和六年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第八十四条第三項及び第八十六条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービスマン支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に応じて規則で定める者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービスマン支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和六年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

一・二 (略)

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第七条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 (略)</p> <p>第一節・第二節 (略)</p> <p>第三節 運営に関する基準(第十一条第一節 五十三条の二)</p> <p>第四章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第三条 (指定障害者支援施設の一般原則)</p> <p>2 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 (略)</p> <p>第一節・第二節 (略)</p> <p>第三節 運営に関する基準(第十一条第一節 五十三条)</p> <p>第四章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第三条 (指定障害者支援施設の一般原則)</p> <p>2 (略)</p>

3 指定障害者支援施設の設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(従業者)
第五条 (略)

一―三 (略)

四 (略)

イ―ハ (略)

ニ (略)

五・六 (略)

2・3 (略)

(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)

第七条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、第五条第一項第一号ニ、第二号ニ及びホ、第三号ニ、第四号ハ(ロ1)に係る部分を除く。)並びに第五号ロの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、一人以上の者を常勤とすれば足りる。

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、第五条第一項第一号イ(3)及びホ、第二号イ(2)及びへ、第三号イ(2)及びホ、第四号イ(3)、ロ(2)及びニ並びに第五号イ(2)及びハの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち知事が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一・二 (略)

3 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)
第二十六条 (略)

2―4 (略)

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等を提供する担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6―11 (略)

3 指定障害者支援施設の設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の必要な措置を行うものとする。

(従業者)
第五条 (略)

一―三 (略)

四 (略)

イ―ハ (略)

ニイ(2)の就労支援員のうち、一人以上は常勤の者でなければならない。

ホ (略)

五・六 (略)

2・3 (略)

(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)

第七条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、第五条第一項第一号ニ、第二号ニ及びホ、第三号ニ、第四号ハ(ロ1)に係る部分を除く。)及びニ並びに第五号ロの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、一人以上の者を常勤とすれば足りる。

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、第五条第一項第一号イ(3)及びホ、第二号イ(2)及びへ、第三号イ(2)及びホ、第四号イ(3)、ロ(2)及びホ並びに第五号イ(2)及びハの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち知事が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一・二 (略)

3 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)
第二十六条 (略)

2―4 (略)

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等を提供する担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6―11 (略)

第三十四条 (略)

2 (略)

3| 指定障害者支援施設の設置者は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（指定障害福祉サービス基準条例第七十九条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第一項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（指定障害福祉サービス基準条例第七十九条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4| 指定障害者支援施設の設置者は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第四十四条 (略)

2・3 (略)

4| 指定障害者支援施設の設置者は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第四十四条の二 指定障害者支援施設の設置者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2| 指定障害者支援施設の設置者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3| 指定障害者支援施設の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

2 第四十六条 (略)

(略)

第三十四条 (略)

2 (略)

(勤務体制の確保等)

第四十四条 (略)

2・3 (略)

2 第四十六条 (略)

(略)

3| 指定障害者支援施設の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第四十七条 (略)

2 指定障害者支援施設の設置者は、当該指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(身体拘束等の禁止)

第四十九条 (略)

2 (略)

3| 指定障害者支援施設の設置者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第五十三条 (略)

(虐待の防止)

第五十三条の二 指定障害者支援施設の設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底

(衛生管理等)

第四十七条 (略)

2 指定障害者支援施設の設置者は、当該指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、保健所の助言及び指導を求めるなど、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第四十九条 (略)

2 (略)

第五十三条 (略)

- 一 当該指定障害者支援施設において、従業員者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第八条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 療養介護(第四条―第二十九条の二)</p> <p>第三章―第十章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第三条 (障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>(療養介護計画の作成等)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2―4 (略)</p> <p>5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する療養介護を提供する担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p>6―11 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 療養介護(第四条―第二十九条)</p> <p>第三章―第十章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第三条 (障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、職員に対する研修の実施、責任者の設置その他の必要な措置を行うものとする。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(療養介護計画の作成等)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2―4 (略)</p> <p>5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する療養介護を提供する担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p>6―11 (略)</p>

(勤務体制の確保等)

第二十三条 (略)

2・3 (略)

4| 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第二十三条の二 (業務継続計画の策定等)

2| 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

3| 療養介護事業者は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十五条 (衛生管理等)

2 療養介護事業者は、当該療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一| 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 二| 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三| 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第二十六条 (身体拘束等の禁止)

2 (略)

3| 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一| 身体拘束等の適正化のための対策を検討

(勤務体制の確保等)

第二十三条 (略)

2・3 (略)

第二十五条 (衛生管理等)

2 療養介護事業者は、療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、保健所の助言及び指導を求めるとともに、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第二十六条 (身体拘束等の禁止)

2 (略)

する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第二十九条（略）

第二十九条（略）

（虐待の防止）

- 第二十九条の二 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（職場への定着のための支援等の実施）

第四十一条の二（略）

（職場への定着のための支援の実施）

第四十一条の二（略）

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十三号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第一百七十九条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（指定障害福祉サービス基準条例第一百七十九条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

（衛生管理等）

第四十五条（略）

第四十五条（略）

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

2 生活介護事業者は、生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、保健所の助言及び指導を求めるなど、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 一 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第四十七条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二條から第二十四條まで及び第二十六條から第二十九條の二までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第十五條第一項中「次条第一項」とあるのは「第四十七條において準用する次条第一項」と、第十六條中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第十七條中「前条」とあるのは「第四十七條において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)
第五十二条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二條から第二十四條まで、第二十六條から第二十九條の二まで、第三十一條から第三十五條まで、第三十七條、第三十八條及び第四十一條の二から第四十六條までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第十五條第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十二條において準用する次条第一項」と、第十六條第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十七條中「前条」とあるのは「第五十二條において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)
第五十七條 第八條、第十二條から第十七條まで、第二十二條から第二十四條まで、第二十六條から第二十九條の二まで、第三十一條から第三十三條まで、第三十七條、第三十八條、第四十一條の二から第四十六條まで、第五十條及び第五十一條の規定は、自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第十五條第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十七條において準用する次条

らない。

(準用)
第四十七條 第八條、第十二條から第十七條まで、第二十二條から第二十四條まで及び第二十六條から第二十九條までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第十五條第一項中「次条第一項」とあるのは「第四十七條において準用する次条第一項」と、第十六條中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第十七條中「前条」とあるのは「第四十七條において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)
第五十二条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二條から第二十四條まで、第二十六條から第二十九條まで、第三十一條から第三十五條まで、第三十七條、第三十八條及び第四十一條の二から第四十六條までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第十五條第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十二條において準用する次条第一項」と、第十六條第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十七條中「前条」とあるのは「第五十二條において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)
第五十七條 第八條、第十二條から第十七條まで、第二十二條から第二十四條まで、第二十六條から第二十九條の二まで、第三十一條から第三十三條まで、第三十七條、第三十八條、第四十一條の二から第四十六條まで、第五十條及び第五十一條の規定は、自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第十五條第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十七條において準用する次条第

第一項」と、第十六条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十七条中「前条」とあるのは「第五十七条において準用する前条」と、第三十七條第二項中「六人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については六人以上、宿泊型自立訓練については十人以上」と読み替えるものとする。

(職員)

第六十条 (略)

2-5 (略)

61 (略)

(認定就労移行支援事業所の職員)

第六十一条 (略)

2 前項の職員及びその員数については、前条第二項から第六項までの規定を準用する。

(職場への定着のための支援等の実施)

第六十四条 (略)

2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

(準用)

第六十六条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二條から第二十四條まで、第二十六條から第二十九條の二まで、第三十一條から第三十五條まで、第三十七條、第三十八條、第四十條、第四十一條、第四十二條から第四十六條まで及び第五十條の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十五條第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十六條において準用する次条第一項」と、第十六條第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十七條中「前条」とあるのは「第六十六條において準用する前条」と、第三十四條ただし書及び第三十七條第一項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

第六十八條の二 (略)

一項」と、第十六条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十七条中「前条」とあるのは「第五十七条において準用する前条」と、第三十七條第二項中「六人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については六人以上、宿泊型自立訓練については十人以上」と読み替えるものとする。

(職員)

第六十条 (略)

2-5 (略)

61 (略)

61 第一項第三号の就労支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

(認定就労移行支援事業所の職員)

第六十一条 (略)

2 前項の職員及びその員数については、前条第二項から第五項まで及び第七項の規定を準用する。

(職場への定着のための支援の実施)

第六十四条 (略)

(準用)

第六十六条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二條から第二十四條まで、第二十六條から第二十九條まで、第三十一條から第三十五條まで、第三十七條、第三十八條、第四十條、第四十一條、第四十二條から第四十六條まで及び第五十條の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十五條第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十六條において準用する次条第一項」と、第十六條第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十七條中「前条」とあるのは「第六十六條において準用する前条」と、第三十四條ただし書及び第三十七條第一項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

第六十八條の二 (略)

（知事が定める事項の評価等）

第六十八条の三 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として知事が定める事項について、知事が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（職場への定着のための支援等の実施）

第七十九条（略）

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

（準用）

第八十一条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二條から第二十四條まで、第二十六條から第二十九條の二まで、第三十一条、第三十八條、第四十二條から第四十六條まで及び第五十條の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十五條第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十一条において準用する次条第一項」と、第十六條中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第十七條中「前条」とあるのは「第八十一条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第八十四条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二條から第二十四條まで、第二十六條から第二十九條の二まで、第三十一条、第三十三條、第三十四條、第三十八條、第四十條、第四十二條から第四十六條まで、第五十條、第六十八條、第七十條から第七十二條まで及び第七十七條から第七十九條までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十五條第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する次条第一項」と、第十六條中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第十七條中「前条」とあるのは「第八十四条において準用する前条」と、第七十七條第一項中「第八十一条」とあるのは「第八十四条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

（職員の員数等の特例）

（職場への定着のための支援の実施）

第七十九条（略）

（準用）

第八十一条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二條から第二十四條まで、第二十六條から第二十九條まで、第三十一条、第三十八條、第四十二條から第四十六條まで及び第五十條の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十五條第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十一条において準用する次条第一項」と、第十六條中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第十七條中「前条」とあるのは「第八十一条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第八十四条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二條から第二十四條まで、第二十六條から第二十九條まで、第三十一条、第三十三條、第三十四條、第三十八條、第四十條、第四十二條から第四十六條まで、第五十條、第六十八條、第七十條から第七十二條まで及び第七十七條から第七十九條までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十五條第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する次条第一項」と、第十六條中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第十七條中「前条」とあるのは「第八十四条において準用する前条」と、第七十七條第一項中「第八十一条」とあるのは「第八十四条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

（職員の員数等の特例）

第八十六条 多機能型事業所は、当該多機能型事業所の利用定員の数（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該多機能型児童発達支援事業等を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が二十人未満である場合は、第三十六条第七項、第四十九条第七項及び第八項、第五十六条第七項、第六十条第五項並びに第七十一条第五項（第八十条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、指定通所支援基準条例の規定により当該事業を行う事業所に置くべき職員（指定通所支援基準条例第六条第一項第二号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を常勤としなければならない。

2 多機能型事業所は、第三十六条第一項第四号及び第八項、第四十九条第一項第三号及び第九項、第五十六条第一項第四号及び第八項、第六十条第一項第四号及び第六項並びに第七十一条第一項第三号及び第六項（これらの規定を第八十四条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う各障害福祉サービス事業所のうち知事が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一・二 (略)
3-5 (略)

第八十六条 多機能型事業所は、当該多機能型事業所の利用定員の数（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該多機能型児童発達支援事業等を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が二十人未満である場合は、第三十六条第七項、第四十九条第七項及び第八項、第五十六条第七項、第六十条第五項及び第六項並びに第七十一条第五項（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、指定通所支援基準条例の規定により当該事業を行う事業所に置くべき職員（指定通所支援基準条例第六条第一項第二号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を常勤としなければならない。

2 多機能型事業所は、第三十六条第一項第四号及び第八項、第四十九条第一項第三号及び第九項、第五十六条第一項第四号及び第八項、第六十条第一項第四号及び第七項並びに第七十一条第一項第三号及び第六項（これらの規定を第八十四条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う各障害福祉サービス事業所のうち知事が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一・二 (略)
3-5 (略)

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設）の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

第九条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 設備及び運営に関する基準（第四条 ―第四十一条の二）</p> <p>第三章 (略)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 設備及び運営に関する基準（第四条 ―第四十一条）</p> <p>第三章 (略)</p> <p>附則</p>

（障害者支援施設の一般原則）

第三条（略）

2（略）

3 障害者支援施設の設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

（非常災害対策）

第七条（略）

2（略）

3 障害者支援施設の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（職員）

第十条（略）

一―四（略）

五（略）

イ―ハ（略）

ニ（略）

六・七（略）

2―4（略）

（複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数）

第十一条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、前条第一項第二号ニ、第三号ニ及びホ、第四号ニ、第五号ハ（ロ1）に係る部分を除く。）並びに第六号ロの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を常勤とすれば足りる。

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第一項第二号イ(3)及びホ、第三号イ(2)及びへ、第四号イ(2)及びホ、第五号イ(3)、ロ(2)及びニ並びに第六号イ(2)及びハの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち知事が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一・二（略）

3（略）

（施設障害福祉サービス計画の作成等）

第十八条（略）

2―4（略）

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する

（障害者支援施設の一般原則）

第三条（略）

2（略）

3 障害者支援施設の設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、職員に対する研修の実施、責任者の設置その他の必要な措置を行うものとする。

（非常災害対策）

第七条（略）

2（略）

イ(2)の就労支援員のうち、一人以上は常勤の者でなければならない。

（職員）

第十条（略）

一―四（略）

五（略）

イ―ハ（略）

ニ(2)の就労支援員のうち、一人以上は常勤の者でなければならない。

六・七（略）

2―4（略）

（複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数）

第十一条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、前条第一項第二号ニ、第三号ニ及びホ、第四号ニ、第五号ハ（ロ1）に係る部分を除く。）及びニ並びに第六号ロの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を常勤とすれば足りる。

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第一項第二号イ(3)及びホ、第三号イ(2)及びへ、第四号イ(2)及びホ、第五号イ(3)、ロ(2)及びホ並びに第六号イ(2)及びハの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち知事が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一・二（略）

3（略）

（施設障害福祉サービス計画の作成等）

第十八条（略）

2―4（略）

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する

施設障害福祉サービス等を提供する担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6—11 (略)

2 第二十六条 (略)

3) 2 (略)

障害者支援施設の設置者は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十三号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第七十九条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合においては、第一項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（指定障害福祉サービス基準条例第七十九条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4) 障害者支援施設の設置者は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第三十四条 (略)

2・3 (略)

4) 障害者支援施設の設置者は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第三十四条の二 障害者支援施設の設置者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早

施設障害福祉サービス等を提供する担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6—11 (略)

2 第二十六条 (略)

2 (略)

(勤務体制の確保等)

第三十四条 (略)

2・3 (略)

期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2| 障害者支援施設の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3| 障害者支援施設の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十六条 (衛生管理等)

2 障害者支援施設の設置者は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一| 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二| 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三| 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第三十八条 (身体拘束等の禁止)

2 (略)

3| 障害者支援施設の設置者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一| 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二| 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

第四十一条 (略)

(虐待の防止)

第四十一条の二 障害者支援施設の設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次

第三十六条 (衛生管理等)

2 (略)

2 障害者支援施設の設置者は、障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように保健所の助言及び指導を求めするなど、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第三十八条 (身体拘束等の禁止)

2 (略)

第四十一条 (略)

<p>の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	
---	--

（児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第十条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成二十四年広島県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>第一条―第六条（略）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 平成二十四年四月一日前において既に存していた旧法第四十三条の二に規定する旨らうあ児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）であつて、整備法附則第三十四条第二項の規定により新法第三十五条第三項又は第四項に基づき新法第四十三条に規定する児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものに対する新条例第八十一条第六項の適用については、同項中「言語聴覚士」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）」、言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）」と、「言語聴覚士の数は、四人」とあるのは「聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の数は、それぞれ二人」とする。</p>	<p>附則</p> <p>第一条―第六条（略）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 平成二十四年四月一日前において既に存していた旧法第四十三条の二に規定する旨らうあ児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）であつて、整備法附則第三十四条第二項の規定により新法第三十五条第三項又は第四項に基づき新法第四十三条に規定する児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものに対する新条例第八十一条第六項の適用については、同項中「言語聴覚士及び」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）」、「言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）」及び「と」、「言語聴覚士の数は、四人」とあるのは「聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の数は、それぞれ二人」とする。</p>

（児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第十一条 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成三十年広島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>1―3 (略)</p> <p>4 この条例の施行の際現に第三条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第五項から第三項まで及び第六条第一項から第五項までに規定する指定福祉型障害児入所施設に関する基準を満たしているものとみなされている同条例第五項及び第六条第六項に規定する指定福祉型障害児入所施設については、第三条の規定による改正後の同条例第五項及び第六条の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>5 この条例の施行の際現に第五条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第五項第一号及び第六号並びに第九条に規定する指定障害者支援施設に関する基準を満たしているものとみなされている同条例第六項及び第十條に規定する指定障害者支援施設については、第五条の規定による改正後の同条例第五項及び第九條の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>1―3 (略)</p> <p>4 この条例の施行の際現に第三条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第五項から第三項まで及び第六条第一項から第五項までに規定する指定福祉型障害児入所施設に関する基準を満たしているものとみなされている同条例第五項及び第六条第六項に規定する指定福祉型障害児入所施設については、第三条の規定による改正後の同条例第五項及び第六条の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>5 この条例の施行の際現に第五条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第五項第一号及び第六号並びに第九条に規定する指定障害者支援施設に関する基準を満たしているものとみなされている同条例第六項及び第十條に規定する指定障害者支援施設については、第五条の規定による改正後の同条例第五項及び第九條の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p>

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第三条第四項及び第四十二条第二項（新指定通所支援基準条例第四十七条の五、第五十一条、第六十三条、第七十条、第七十条の二、第七十三条第七十三条の八及び第八十条において準用する場合を含む。）、第三条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定入所

施設基準条例」という。)第三条第四項及び第三十九条第二項(新指定入所施設基準条例第五十条において準用する場合を含む。)、第四条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新地域活動支援センター基準条例」という。)

第二条第三項及び第十七条の二、第五条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新福祉ホーム基準条例」という。)

第二条第三項及び第十五条の二、第六条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。)

第三条第三項及び第三十八条の二(新指定障害福祉サービス基準条例第三十九条第一項及び第二項、第三十九条の四、第四十条第一項及び第二項、第六十八条、第八十四条の五、第九十八条、第九十八条の四、第一百一十一条、第一百三十六条、第三百四十四条、第四百零四条の四、第五百七十七条、第七百七十五条、第七百七十九条、第七百七十九条の十一、第七百七十九条の十九、第八百八十六条、第八百八十六条の二十、第七百九十五条第一項において準用する場合を含む。)、第七条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。)

第三条第三項及び第五十三条の二、第八条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新障害福祉サービス基準条例」という。)

第三条第三項及び第二十九条の二(新障害福祉サービス基準条例第四十七条、第五十二条、第五十七条、第六十六条、第八十一条及び第八十四条において準用する場合を含む。)

並びに第九条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新障害者支援施設基準条例」という。)

第三条第三項及び第四十一条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3

この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新設備運営基準条例」という。)

第十三条の二、新指定通所支援基準条例第三十六条の二(新指定通所支援基準条例第四十七条の五、第五十一条、第六十三条、第七十条、第七十条の二、第七十三条、第七十三条の八及び第八十条において準用する場合を含む。)

、新指定入所施設基準条例第三十三条の二(新指定入所施設基準条例第五十条におい

第七十条、第七十条の二、第七十三条、第七十三条の八及び第八十条において準用する場合を含む。）、新指定入所施設基準条例第三十八条第三項（新指定入所施設基準条例第五十条において準用する場合を含む。）、新指定障害福祉サービス基準条例第三十四条の二第三項（新指定障害福祉サービス基準条例第三十九条第一項及び第二項、第三十九条の四、第六十八条、第八十四条、第八十四条の五、第九十八条、第九十八条の四、第一百十一条、第一百三十六条、第一百三十六条の四、第四百四十四条、第四百四十四条の四、第四百七十七條、第七百七十条、第七百七十五条、第七百七十九条、第八百八十六条、第八百八十六条の十、第八百八十六条の二十一並びに第九百九十五条第一項において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準条例第四十九条第三項、新障害福祉サービス基準条例第二十六条第三項（新障害福祉サービス基準条例第四十七条、第五十二条、第五十七条、第六十六条、第八十一条及び第八十四条において準用する場合を含む。）並びに新障害者支援施設基準条例第三十八条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

6 この条例の施行の際現に指定を受けている第二条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「旧指定通所支援基準条例」という。）第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業者（次項及び附則第八項において「旧指定児童発達支援事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第六条第一項及び第六項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

7 旧指定児童発達支援事業者に対する新指定通所支援基準条例第六条第三項及び第七項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、新指定通所支援基準条例第六条第三項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、一年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」と、新指定通所支援基準条例第七条第七項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。

8 旧指定児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準条例第七条第六項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

9 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第四十八条第一項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者（次項において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例

第四十八条第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

10 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧指定通所支援基準条例第四十八条第三項の規定は、令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

11 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第六十五条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（次項及び附則第十三項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第六十五条第一項及び第六項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

12 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準条例第六十五条第三項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。

13 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準条例第六十五条第七項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。

14 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第七十一条第一項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第七十一条第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

15 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧指定通所支援基準条例第七十一条第三項の規定は、令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

16 この条例の施行の際現に存する第一条の規定による改正前の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項及び附則第十八項において「旧設備運営基準条例」という。）第六十六条第一項第二号に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、新設備運営基準条例第六十七条第三項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

17 この条例の施行の際現に存する旧設備運営基準条例第六十七条第九項に規定する主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、新設備運営基準条例第六十七条第十一項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

18 この条例の施行の際現に存する旧設備運営基準条例第八十一条第一項に規定する福祉型児童発達支援センターに対する新設備運営基準条例第八十一条第二項の規定の適用については、令和四年三月三十一日までの間、同項中「し、そのうち半数以上は児童指導

員又は保育士でなければならぬ」とあるのは、「する」とする。

19 この条例の施行の際現に指定を受けている第三条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「旧指定入所施設基準条例」という。）第五条第一項第三号イ(1)に規定する主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定入所施設基準条例第五条第一項第三号イ(1)の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

20 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定入所施設基準条例第五条第一項第三号イ(2)に規定する主として盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定入所施設基準条例第五条第一項第三号イ(2)の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。